

【論点】

福知山花火大会火災を踏まえると、屋外であっても多数の観客等が集まり、かつ、火気器具等を使用する露店が出店するイベント等について、一定の防火管理体制等の整備を義務付けるべきではないか。

(参考)現状におけるイベント等を開催する場合の規制内容

規制内容	屋内	屋外
届出	○(火災予防条例)	×
消火設備	○(消防法)	×
防火管理者	○(消防法)	×
措置命令	○(消防法第5条)	○(消防法第3条)

具体的な内容

【1 屋外における防火管理体制等の内容について】

- ① 今回の火災では、露店と観客席が近接していたことにより人的被害の拡大につながったおそれがあることから、消防機関において、多数の観客等が集まるイベントの計画等を事前に把握し、主催者等に対し、火災予防上の指導を行う必要があるのではないか。
- ② 多数の観客等が集まるイベント等において火災が発生した場合、甚大な被害が生じるおそれがあることから、主催者としての安全確保の責務を果たすため、防火の担当者を明確にした上で、火災予防上必要な措置を講じる必要があるのではないか。
- ③ 消火器や水バケツ等の消火する手段を有していない露店等もあることから、火災危険性に対応した消火準備を行う必要があるのではないか。

【2 義務の対象とするイベント等の範囲について】

花火大会、地区のお祭、縁日イベント等、種々多様なイベントがあるが、「参加人員」「露店の周囲に観客が密集すること」「雑踏警備の有無」等により規制範囲を決めることは可能か。

【3 義務付けの主体について】

「防火管理体制」「届出」に関しては、イベント全体としての管理の観点から主催者に義務づけること、「消火準備」に関しては火気を取り扱う者が準備する必要があることから各露店に義務づけること等が考えられるが、義務づけの主体は誰とすべきか。

【4 法形式について】

現行において火気器具等の取扱いに関する基準や屋内における催物の開催の届出等については、火災予防条例にて規制していることから、本検討内容についても火災予防条例にて対応してはどうか。

(補足: 現行における火災予防条例)

【消火準備に関する規定】

○消防法(昭和23年法律第186号)第9条

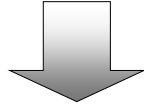
火気設備の位置、構造及び管理、火気器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のため必要な事項は政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。



(条例制定基準を政令で規定)

○消防法施行令(昭和36年政令第27号)第5条の2

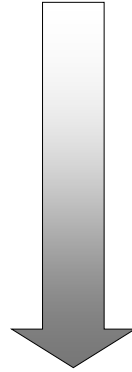
- 火気器具等の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準
- ・建築物等及び可燃物との間に火災予防上安全な距離を保つこと。
 - ・可燃性の蒸気又はガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。 など



【届出に関する規定】

○地方自治法第14条第1項

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。



市町村の火災予防条例

火気器具に関する規定

液体燃料を使用する器具 他

器具の取扱い基準を規定

- ・ 建築物等及び可燃性の物品から一定の距離を保つこと。
- ・ 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。 等

届出に関する規定

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

- ・ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発する行為
- ・ 煙火の打上げ又は仕掛け
- ・ 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- ・ 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 等